

(厚生労働委員会)

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第二四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成十六年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立保育所における保育の実施に要する費用等を国庫負担等の対象外とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、児童福祉法を改正し、公立保育所における保育の実施に要する費用について、国庫負担等の対象外とする。
- 二、国民健康保険法、児童扶養手当法、児童手当法及び介護保険法を改正し、これら四法律に基づく地方公共団体の法施行事務経費について、国庫負担等の対象外とする。
- 三、この法律は、平成十六年四月一日から施行する。